

ベビーブーマー・リタイアメント

中村 実

CONTENTS

間近に迫ったベビーブーマー・リタイアメント
ベビーブーマーの老後と税・社会保障制度
空洞化の進行と現役世代の将来
現役とOBの役割分担の必要性

要約

- 1 社会保障制度は世代間扶養の原則に基づいて運営されており、制度を維持するためには、無理なく次世代を保っていける社会経済環境の整備が必要である。現役の負担を過度に重くしないためには、社会保障給付の削減および合理化を基本原則として制度改革を行うべきである。
- 2 20代、30代の若年層のあり方は、以前とは姿を変えつつある。大学を卒業しても就職が決まらない無業者の増加、フリーターの増加、失業率の上昇、晩婚化、親と同居する独身者の増加などの現象をパラサイトシングル（親に寄生する独身者）と批判的に見る向きも多い。しかし、1990年代の不況により若年層の労働環境は激変し、若者は親に頼って生きていかざるを得ない社会的弱者となりつつあるのではなかろうか。また、長期不況や核家族化、共稼ぎ化の進行は、少年犯罪や児童虐待の増加にもつながっている。昔に比べて結びつきの薄くなった家族を地域社会で支えるNPO（非営利組織）ボランティア体制を整備すると同時に、若年者の雇用拡大のために、労働法の改正、大学教育および職業訓練の充実が求められている。次世代を担う若年層の雇用が安定せず、低賃金労働者が増えていくことは国家の危機ともいえる。
- 3 日本の人口が減少に転じる頃、戦後のベビーブーマーが定年を迎える。この世代の平均余命は20年以上に及ぶため、社会との関わりを求める意識も強く、高齢者雇用の促進を望む声も多い。だが、将来の日本を担うべき若年層の労働環境は厳しい状況にあり、ベビーブーマーには、雇用延長ではなく、NPOボランティア活動などを通じ、高齢者や悩みを持つ現役世代への助けとなることが期待される。

間近に迫ったベビーブーマー・リタイアメント

2003年の出生数は112万人と少子化が続いており、10年後の出生数は100万人を下回ると予想される。一方、同年の死亡数は102万人で、高齢化の進行に伴い、2010年初頭には死亡数は120万人ほどになる見込みである。このままでいくと、2006年頃に出生数と死亡数は逆転し、人口減少社会に突入する。

2007～10年に、戦後のベビーブーマー約1000万人が定年を迎える（表1）。これは、仮に半数の500万人が1人当たり2000万円の退職金を手にすると考えれば、100兆円の潜在的な退職金市場が発生することを意味する。また、都心のオフィスビル需給のバランスにも影響を及ぼすことになる。

この時期には、ちょうど、中国で北京オリンピック（2008年）や上海万国博覧会（2010年）が開催される。成長を続ける中国がアジア最大のGDP（国内総生産）国家になる頃、日本では人口の減少、高齢化、産業の空洞化という環境下で、これまでの経済至上主義から社会環境の変化に応じた政策運営へと転換する必要がある。その1つのきっかけがベビーブーマー・リタイアメントである。

数年後、ベビーブーマーが現役を退くとき、社会に大きな影響を与えられると思われる。その際には、以下の3点を踏まえておくべきである。

（1）この世代が定年を迎える時点での夫の余命は約22年、平均的な夫婦では、妻は夫が死んだ後さらに10年程度で寿命を迎える。30年前後の定年後の人生をどのように過ごすか

表1 出生数と定年の年

生まれた年	1947年	1948年	1949年	1950年	1955年	1960年
出生数	268万人	268万人	270万人	234万人	173万人	161万人
定年の年	2007年	2008年	2009年	2010年	2015年	2020年
出所）厚生労働省						

は重要な問題であり、書店の店先にも老後の生活に関するハウツーものが多く見られる。ベビーブーマーは就労意欲も極めて高く、定年制の延長も推奨されてはいるが、若年労働者の職場を奪ってまで、高齢者の雇用を促進することには疑問もある。高齢者の社会貢献のあり方については、今後、大きな課題になっていくものと思われる。

（2）ベビーブーマーの大半は、少子高齢化社会の進行に伴って社会保障制度が揺らいでいることは自覚しているものの、目先で重要な問題は親の介護である。また、子供の将来に不安を持っている人も多い。2002年の国立社会保障・人口問題研究所のアンケート調査によれば、25～29歳の独身者のうち、男性の70%、女性の80%が親と同居している。一方で「老・老介護」、他方でパラサイトシングル（親に寄生して、自分の将来を先送りしている独身者）の問題を抱えながら、60代を迎える世代なのである。

（3）親たちまでの世代に比べ、親戚の数が少なく、しかも地域との関わりも希薄である。また、子供との同居も想定していない人が大半である。大方の人は、老後は夫婦2人で生きていくつもりであろう。「老いては子に従え」から、必然的に「老いても自分で決

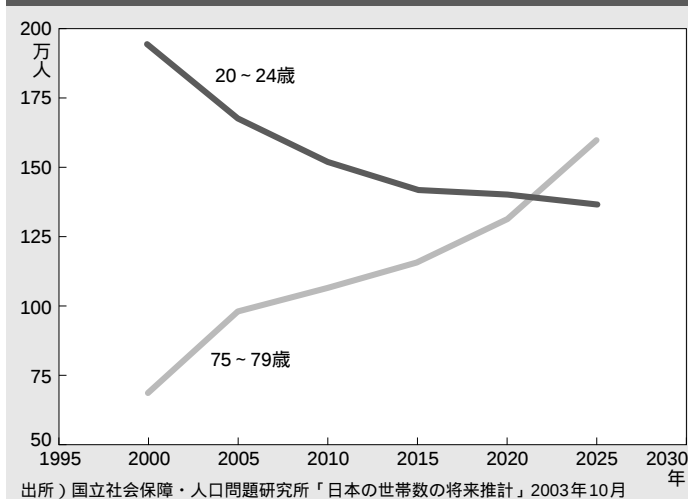
表2 世帯内容別の世帯数の推移

	1980年	2000年 (A)	2025年 (B)	B - A
単独世帯	710	1,291	1,716	425
夫婦のみの世帯	446	884	1,029	145
夫婦と子供の世帯	1,508	1,492	1,199	- 309
その他とも合計	3,582	4,678	4,964	286

(単位：万世帯)

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」2003年10月

図1 単独世帯数の推移



める」ことにならざるを得ない。

たとえば、これまであまり一般的とはいえなかった遺言は、核家族化の進行に伴い、かなり数を増やしている。遺言（自筆、秘密）検認件数は、1975年の2000件から2002年には1万1000件へと増加した。これに公正証書として作成された遺言件数を考慮すれば、年間死亡者の2～3%が遺言を残していると推定できる（相続税納付比率は死亡数の約5%）。残される配偶者や子供への配慮から、今後、遺言はますます増加すると思われる。高齢者にとっても、何事も自分で決めるということが原則となってくるが、問題はそのための環境が整っているのか、ということである。

ベビーブーマーの老後と 税・社会保障制度

1 減少する人口、増加する世帯数

2025年には人口の3割以上を65歳以上の人が占めるといわれている。公的年金の面では、2000年には4人の現役で1人のOBを支えていたものが、2025年には2人の現役で1人のOBを支えねばならない。したがって、公的年金給付を削減し、現役世代の負担を軽くする必要がある。社会保障制度を財政面から考えると、給付の合理化を進める一方、豊かな高齢者には応分の負担を求めることが必要となる。

一方、2025年までに世帯数はどのように変化するのだろうか。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」（2003年10月）によれば、世帯内容別の世帯数は表2のとおりとなっている。

今後、人口が減っていくにもかかわらず、世帯数は増えていく。夫婦と子供という世帯は減少するが、高齢者単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯が大幅に増えるため、2000年と比べて、2025年には世帯数が全体で286万世帯も増加する。しかも、2025年には夫婦のみの世帯1000万世帯のうち約6割が65歳以上の高齢者夫婦世帯となり、全世帯の14%を65歳以上の高齢者単独世帯が占める。これを合わせると、65歳以上世帯の割合は現在の15%から26%にまで上昇する。

図1は、20～24歳と75～79歳の単独世帯数の推移を示している。2020年代前半に両者の多寡は逆転し、それ以降は75～79歳世帯数が24～29歳世帯数を上回る。なお、75～79歳単独世帯の大半は女性であり、今後の高齢者医

療・介護における大きな課題の1つは、1人暮らしの女性高齢者への介護支援とターミナルケア（末期医療）の体制づくりである。

2 強化される公的年金・退職金への課税

（1）サラリーマンの厚生年金給付

老後の生活は公的年金給付により支えられる。ベビーブーマーの場合、64、65歳から基礎年金の給付が始まり、報酬比例部分の給付は60歳から始まる。少子高齢化が進行すると、公的年金給付はどのように変わっていくのだろう。2002年度の総務省「家計調査」によれば、高齢者夫婦（夫65歳以上、妻60歳以上、就業者なし）の月間消費額は26.7万円、そのうち基礎的消費（食料、衣服、住居、交通、通信、医療）が6割、残りの4割は教養・娯楽・交際費である。

妻が専業主婦のモデルケースでは、公的年金給付額23.8万円は高齢者平均消費の9割をカバーしており、さらに企業年金収入などがあるため、高齢者は貯蓄超過の状況にある。

少子高齢化が進行するなかで、現行の公的年金給付を維持するには、現在13.6%の厚生年金保険料率（労使折半）を2025年頃までに23%まで引き上げる必要があるとされていた。しかし、現役世代に高齢化のコストをすべて負担する余力はない。保険料率を引き上げることは避けられまいが、長期的には公的年金給付も削減せざるを得ず、現役世代と年金世代がどのレベルで妥協するかが、2004年度の公的年金改革の争点であった。

少子高齢化の進行に伴い、これまで保険料は徐々に引き上げられてきた。将来の給付も不透明なままであれば、公的年金に対する信

頼は低下する。そうした事態を避けるためには、まず現役世代の負担となる保険料率の上限を定める必要があった。上限が定めれば、2020年頃の保険料収入のおよその目安もつく。将来の公的年金給付額は、保険料収入と毎年の公的年金積立金取り崩し分の範囲内で自動的に調整されることとなった。

今回、保険料率の上限が23%から18.3%に引き下げられたことで、将来の給付レベルも下がる。少子高齢化に伴う負担を、年金生活者も担うことになったのである。年金給付のレベルについては、年金の所得代替率50%を維持すると説明されているが、モデル（妻が専業主婦であるサラリーマンの平均）給付額（現行で約24万円）で見て15%前後の引き下げに当たる。

前述したように、現行の給付レベルは高齢者世帯の平均消費額の約9割に当たる。給付レベルが15%下がるということは、平均消費額の8割程度になることを意味しており、日本の公的年金給付は、将来減額されたとしても、かなり高い水準である。

なお、今後の公的年金財政に大きな影響を与える要因は出生率である。公的年金財政の計算では、将来の出生率はほぼ横ばいとされているが、出生率低下が終わる気配はない。公的年金制度を維持するためには、少子化対策を着実にやっていくことが重要である。

（2）公的年金税制

1990年代初頭まで高齢者は社会的弱者と考えられ、税制面でも非常に優遇されていた。しかし、将来は人口の3割を65歳以上が占める。そのような社会では、豊かな高齢者に応分の負担を求め、行き過ぎた優遇は見直す必

要がある。

月々の年金給付額はモデル年金額（専業主婦の妻を持つサラリーマン）とほぼ同額の24万円、夫婦とも70歳ならば、公的年金給付に対する所得税は次のように計算される。

年間の公的年金収入：

$$24 \times 12 = 288 \text{万円}$$

控除後の公的年金所得：

$$288 - (288 \times 25\% + 75) = 141 \text{万円}$$

さらに、65歳以上で年間所得が1000万円以下であれば、基礎控除38万円に加え、老年者控除50万円がある。また、妻は専業主婦なので配偶者控除38万円も適用される（妻が70歳以上ならば48万円）。したがって、人的控除を除いた課税所得は5万円となる。

$$141 - 38 - 50 - 48 = 5 \text{万円}$$

また、年金生活者も年間10万円程度の介護保険、医療保険支払いがあると考えられる。医療・介護保険拠出も所得控除となるため、この老夫婦の所得税納付額は現実にはゼロである。年金収入に対する課税は、各種控除までを考慮すれば極めて低い。

なお、23.8万円（基礎年金6.7万円 $\times$ 2 + 報酬比例10.4万円）の年金給付を受けているモデルケースのサラリーマン夫婦の場合、夫が死亡すると、妻には遺族年金（妻分の基礎年金 + 夫の報酬比例の4分の3）14.5万円が給付され、税制上は非課税扱いとなる。

公的年金控除は公的年金収入以外にも適用されている。退職金を一時金で受け取るか、年金化するかは従業員が選択するが、退職金を年金化して、公的年金給付のほかに企業年金給付を受ける場合もある。この場合にも公的年金控除は適用される。毎月、公的年金給付で25万円、企業年金で10万円、合わせて35

万円の年金給付を受ける、夫婦とも70歳以上の世帯の所得税額は下記のとおりであり（ここでは医療・介護保険料控除を考慮しない）実効税率（所得税額 / 年金収入）はわずかに2.5%に過ぎない。

年金収入：

$$35 \times 12 = 420 \text{万円}$$

年金所得：

$$420 - (420 \times 25\% + 75) = 240 \text{万円}$$

課税所得：

$$240 - 38 - 50 - 48 = 104 \text{万円}$$

所得税：

$$104 \times 10\% = 10.4 \text{万円（実効税率2.5%）}$$

サラリーマンが拠出する厚生年金保険と課税のあり方について考えよう。現在は、働いているときの拠出額は所得控除され、非課税扱いである。所得は1回課税されるべきだと考えるならば、公的年金給付時に課税すべきである。しかし、年金控除が巨額に上ること、また各種控除には高齢者向け優遇策が適用されていることから、現実的には、年金給付はほぼ非課税となっている。つまり、厚生年金保険に対しては、現実にはかなりの部分が非課税扱いとなっている。

日本の社会保障制度は、保険料中心にファイナンスされているものの、基礎年金の3分の1、医療費の3割、介護給付の5割弱は公費により賄われており、公費の存在を無視することはできない。少子高齢化が進行しており、高齢者にも応分の負担を求めるとする場合、主として医療保険の自己負担に目が行きがちだが、広く税制まで含めて見れば、公的年金拠出が所得控除されている以上、年金給付に課税するのは当然であり、実質非課税となっている現状は改めるべきだろう。

2004年度の税制改正では、基礎年金の公費負担率を2分の1に引き上げると同時に、2005年分からの老年者控除の廃止、公的年金控除枠の縮小が決定された。

(3) 退職金税制

退職金を一時金で手にした場合は、退職金税制が適用される。2002年度の大企業（大卒38年間勤務）の退職金額の平均は2800万円である。このケースを例に、退職金税制について述べる。退職金は他の所得に加えられることなく、退職金額そのものに対して源泉分離課税となる。退職金税制の特色はその巨額な控除枠にあり、まず控除枠について見る。

勤続年数20年以下：

$40\text{万円} \times (\text{勤続年数})$

勤続年数20年超：

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20)$

したがって、38年間勤続の場合の控除額は2060万円となる。

$800 + 70 \times (38 - 20) = 2060\text{万円}$

退職金額から控除を引いた2分の1に対して所得課税されるので、退職金の課税所得は370万円である。

$(2800 - 2060) \times 1/2 = 370\text{万円}$

所得税は330万円まで10%、900万円までは20%なので、2800万円の退職金への税額は41万円となる（実効税率は1.5%）。

$330 \times 10\% + (370 - 330) \times 20\% = 41\text{万円}$

これが退職金ではなく、サラリーマンの給与と収入の2800万円だったならば、所得税額は672万円（実効税率24%）であり、退職金税率は所得税率の16分の1に過ぎない。もちろん、退職金は老後の生活を支える重要な資金であり、税率を優遇することは必要だろう。

しかし、前項で述べた公的年金控除と同様、退職金への優遇税制は度を越しており、今後優遇の度合いは低くなるものと思われる。

3 二極化する医療保険

少子高齢化社会のもう1つの重要課題に国民医療費の問題がある。公的年金の場合、給付額を定めるうえで高齢者平均消費額が指標となるが、国民医療費の場合、医療費を操作することで品質の低下を生むことは許されない。医療サービスの質を維持しつつ、医療費を管理していくことが重要であり、大規模な構造改革が必要である。

現在の国民医療費は30兆円だが、現状の医療費の伸び率が続くと、2030年には85兆円に達する。一方、医療価格をすべて固定し、高齢化だけを考慮した場合の2030年の医療費は40兆円である。減速経済が続く状況下で、保険料負担が現在の3倍（総医療費85兆円）になることは許されない。また、医療価格を固定することもできない（医療サービスに従事する人の賃金の伸びをゼロにはできない）ので、40兆円もあり得ない。医療の品質を落とさずに、医療費総額を40兆円から85兆円の間収めねばならないのである。

少子高齢化が進行する以上、保険料率の値上げは避けられない。その幅を少しでも小さくするためには次の4つが必要である。

各地に分立している5400余りの健康保険組合を統合し、財務基盤を強化する

（大きくなった）健康保険組合が、病院からの医療サービスへの請求書を正確に査定できるような体制を整備する

高齢者医療保険と介護保険を統合することで、高齢者向け医療介護費のコストを

明確にし、高齢化に対応するための負担について議論を進められる体制を作る
混合医療を承認する

日本では、すべての国民に低コストで最高の医療サービスを提供すべきだとされている。しかし、医学の進歩に合わせて公的医療保険の範囲を無限に拡大し続けるのは不可能である。公的医療保険でカバーする範囲を限定していかなければならない。

たとえば、病院が優秀な医師、看護師、最高の設備を備えた場合、医療保険組合からの支払額だけでは収支を賄いきれない。医療サービスが平均をはるかに上回るときには、患者に追加の自己負担を求めるといって混合医療が認められるべきである。豊かな高齢者は、混合医療が適用される病院を利用し、進んで高額な自己負担を受け入れるだろう。公的医療保険の範囲を限定し、それを超える場合は自己負担とすれば、国民医療費の増加を賄うために保険料を上げ続ける必要もなくなる。

～ の改革は主に医療サービスのファイナンス面に関するものだが、それとは別に医療サービス体系の再編成も必要であろう。日本の医療サービスの特色は、誰もがすぐに大病院に行けるということである。これは便利な制度ではあるが、65歳以上の人口が3000万人を超える社会では（現在1800万人）、病院の機能分化が必要となろう。

つまり、まずは地域のホームドクターによる診療、その後、大病であればホームドクターが総合病院を紹介し、さらに専門病院での治療が必要ならば専門病院に行くという体制である。そうすれば、医療従事者を専門ごとに再編成し、高度医療の効率を上げることが可能となる（軽い病気や高齢者の慢性疾患は

ホームドクターが、それ以上は大型高機能病院で治療するという分業体制の確立）。

大病院では医療費の削減のために入院期間の短縮を図らねばならない以上、各地域に大病院で治療を終えた患者の受け皿を設けることが必要であり、ホームドクターによる在宅医療体制の強化が求められよう。今後の医療は、専門家集団からなる高機能病院と、ホームドクターを前提とした地域に根ざした家族単位の健康管理への二極分化が進み、後者では高齢者の病後のリハビリテーションや慢性疾患への対応の比重が高まり、医療と介護とは切り離せないものとなろう。

4 高齢者の住環境

40代の平均的サラリーマンの介護保険負担は、月2500円程度である。今後、高齢化が進行すれば、介護サービス給付が増加し、保険料率が引き上げられるが、医療費に比べるとその負担はかなり低いと考えられている。したがって、ここでは介護サービスの充実について住環境との係わり合いで述べる。

（１）終のすみかをどこに定めるか

前述したとおり、ベビーブーマーが60歳で定年を迎えたとき、夫の平均余命は約22年、平均的な夫婦では夫の死後、妻に10年程度の寿命がある。また、親の世代に比べて親戚の数が少なく、地元との関わりもあまりない。子供との同居も想定していないことが多い。これらを考え併せると、定年後の終のすみかをどこに定めるかは、終末医療、介護とも関連して、極めて重要な問題である。

自宅を終のすみかと決めた場合は、70代を迎えるまでに自宅をバリアフリーとしておく

べきである。あるいは、自宅を終のすみかとはせずに、老後は夫婦2人で近隣のヘルパーセンターなどの設備の整ったバリアフリーマンションに住み替えるという選択もある。

近年の不動産市場の特色の1つに高齢者向け住宅の激しい開発競争がある。老人ホーム内への在宅介護サービスの提供が介護保険の対象となったため、老人ホームも終のすみかとして重要な選択肢の1つとなり、老人ホームも多様化している。ケアサービス会社が、運営するヘルパーセンターの近くに高齢者向け賃貸住宅を建設するケースもある。

高齢化社会の進行に伴い、終のすみかをどこに定めるのか（ケアハウス、バリアフリーマンション、高齢者向け賃貸住宅、老人ホーム、等々）、多様な選択肢の中から選べる状況となりつつある。日本では定住型の人が多いが、状況に応じて住居を変えていくべきと考え、現在住んでいる自宅の行く末について十分考慮しておく必要がある。

なかには自宅を賃貸し、高齢者向け賃貸住宅に移り住むケースもあるかもしれないが、バリアフリーの終のすみかに移るためには、たいてい自宅を売却することになる。自宅を売却し、新たな家に引っ越す場合、税制上は2つの選択肢がある。

不動産のキャピタルゲインに対する課税では、自宅は特別なものと考えられている（転勤などの理由で自宅を売却した場合にも税制上の優遇が必要だろう）。現在、自宅の売却益に対しては、源泉分離課税で3000万円まで所得控除され、税率はキャピタルゲイン6000万円までは14%（住民税を含む）、6000万円を超える部分には20%という優遇税率が適用される。自宅を売却して1億円のキャピタル

ゲインを得た場合には、3000万円が控除されて課税所得は7000万円となり、税額は1040万円、実効税率は10.4%となる。

$$6000 \times 14\% + 1000 \times 20\% = 1040 \text{万円}$$

自宅を売却して現金を手に入れるほかに、不動産の買い換え特例を利用し、自宅を売却して新しい住宅を購入するという選択肢もある。10年以上保有している自宅を売却して、売却代金以上の住宅（床面積が50～280平方メートル、土地面積は500平方メートル以下）を購入する場合には、キャピタルゲインが非課税となる制度である。2000万円で買った家を4000万円で売却し、1000万円を加えて5000万円の家に移ることが可能となる。

自宅を売却して終のすみかに移る場合、単純に売却した代金で（売却代金より）安い高齢者向けバリアフリーマンションを購入して差額は貯めておくか、あるいは、買い換え特例を利用したうえで追加の資金投入を行い、キャピタルゲインへの課税を先送りするかは、重要な決定事項となる。

老後に、小さい家に住み替え、不足する現金を積み上げるのか、より快適な居住空間を求めるのかは、人によって異なる。現行の優遇税制では、単純売却によるキャピタルゲインには課税されるが、買い換え特例を選択すればキャピタルゲインの先送りが可能である。これは意思決定に無用の混乱を与えている。税制を改革し、主な住居の売買に関わる売買損益は一切考慮しないとすべきである。

（2）介護施設の個室化、

グループホームの普及

介護施設については、問題が2つある。

1つ目は、現行の制度では、在宅介護と施

設入所を比べると、施設入所がコスト上有利になっていることである。賃貸住宅に住んでいる人が自宅で介護サービスを受けた場合、食費は自己負担、家賃も自己負担で、さらに介護サービスの1割も負担しなければならない。他方、特別養護老人ホームに入所した場合は、介護サービスに加えて食費、家賃までがほとんど介護保険でカバーされる。このため現在、特別養護老人ホームへの待機高齢者が20万人以上いるといわれる。必要なのは、特別養護老人ホームの入居者からホテルコスト(=家賃)を徴収し、在宅介護と施設入所を経済的に平等にすることである。

2つ目の問題は、介護施設が相部屋制になっていることである。ここは個室化を推進すべきである。そのためには、特別養護老人ホームが適正なホテルコストを徴収すればよい。介護サービスは介護保険収入で、また個室の提供はホテルコストの徴収で賄うことができれば、施設の収支も見合ったものになるため、施設の建設も促されよう。豊かな高齢者が自己負担率の高い個室の介護施設に入所するようになれば、全体の介護施設不足も少しは緩和されるに違いない。

自己負担をすれば満足の得られるサービスが受けられると明確にすべきであり、個室型特別養護老人ホーム(ホテルコスト徴収型)の建設も始まっている。

近年は介護施設のイメージも大きく変化している。特別養護老人ホームの中に、痴呆性介護に有効とされたグループホーム(少人数で大型住宅に住み、日常性を大きく変えずにケアを行う施設)が急速に普及しており、小型ケア施設の建設が急増している。その要因としては、入居コストの安さに加え、規模が

小さく人間関係が密となること、また入居する要介護者が同一地域に属しており、入居後の生活が入居前と大きく変わらないため精神面での負担が少ないことなどがあげられる。介護施設の主流も、大人数を収容する大型施設から、より家庭に近い環境となるグループホームに移行しつつある。

5 地域における介護と 終末医療の統合

(1) 年間140万人死亡時代の到来

高度成長期の年間の死亡数は70万人程度であった。高齢化の進行により、死亡人数は増え続けており、2000年には100万人を超え、2020年にかけては年間130~140万人へと増加すると予想されている。

現在、死亡者の約8割は病院で亡くなっている。しかし、そもそも病院は治療を行う場所であり、平均入院日数は短縮される方向にある。今後は、介護施設あるいは自宅で(介護を受けつつ)死亡するケースが増えていくと思われる。いくつかのアンケートからも、大半の人は自宅で死を迎えたいと望んでいるとわかる。それに応えるためには、これから何をしていけばよいのだろうか。

要介護状態になる主な原因は脳卒中と老衰である。近年では、特別な大病やけががなくとも、要介護状態となる75歳以上の高齢者が急増している。このような高齢者を介護する家族の負担はあまりにも大きい。かといって、介護施設に入れて社会から切り離すことにはためらいもあろう。そのような観点から、高齢者の生活の質を高めるために、北欧で普及している在宅介護サービスが日本にも導入され、介護保険が制度化された。

在宅介護はやがては終末介護へと至る。ヘルパーに加えて、訪問看護師、往診をする医師などが要介護者の終末を支援する。医学の進歩により、在宅で大きな苦痛を感じさせずに終末介護を行うことは、徐々に可能となりつつある。今後は、自宅で家族に見守られて死を迎える人の数が増えるに違いない。

(2) 増加するホスピスとターミナルケア

現在、死因の3分の1はガンである。現状では、ガン患者の90%以上は病院で最後を迎えるが、末期ガン患者の終末介護を高機能大病院に求めてもよいのだろうか。

抗ガン剤の副作用で逆に患者を苦しめることにもなることへの反省から、英国で1960年に登場したホスピス（ガン末期の患者の身体的苦痛を緩和し、患者の生活の質を高めるための施設）が、日本にも80年代に導入された。現在、100カ所、1500床を超えており、その数はさらに増えつつある。ホスピスへの認知度も年々高まりつつあり、厚生労働省の「末期医療に関する意識等調査」によれば、末期となったときには、49%の人がホスピスで最期を迎えたいと望んでいる（病院32%、自宅9%）。

ホスピスでは、患者の生活の質を高め、苦痛を軽減し、穏やかな終末を迎えることを目的としている。そして、諸々の医療上の問題はあっても、在宅ホスピスも医師や訪問看護師の協力で徐々に行われ始めている。ちなみに、1980年代の米国で急速に拡大したホスピス活動の大半は、在宅ホスピスである。

以上に述べたように、高齢者介護は大型特別養護老人ホームからグループホームや在宅介護へ、終末医療も病院からホスピスまたは

在宅ホスピスへと、自宅およびプロの支援が得られる小規模居住空間を終末の場とするケースが徐々に増えつつある。

ベルギー（人口1000万人）では、1995年、政府が人口30万人につき1カ所の終末医療センターの建設に着手した。この終末医療センターでは、治療を受けた病院を退院後、亡くなるまで継続ケアをコーディネートする。患者が施設を希望するならばホスピス、または病院の緩和ケア病棟（回復のための治療よりも、静かな終末を支援する病棟）があり、在宅介護を希望すれば訪問看護師の巡回、またはデイケアも可能である。終末介護は原則として医療保険でカバーされ、最後の2カ月は全額が国の負担となる。

今後、高齢者医療も、高機能病院と、ホームドクターを中心とした地域の医療介護ネットワークへの二極分化が進むだろう。医療構造改革とは、財政面では国民医療費の伸び率を現役世代が受け入れ可能なレベルにすることであり、医療サービス面では、「高機能病院の技術力向上」と「地域社会に安心できる医療・介護ネットワークの構築」を指す。

後者の一環として重要なホームドクターは、患者に必要なことは医療なのか介護なのかを判断し、介護サービスを必要とすれば患者に在宅か施設かの選択を促す。また、終末医療を迎えた患者の場合は、病院の緩和ケア病棟か、ホスピスカ、在宅ホスピスカの選択になる。自分の最期を、自分の状況に応じて、自分で選択できる環境を整備するために、在宅介護（在宅ホスピス）ネットワークの機能強化、あるいはホスピス、大病院での緩和ケア病棟の増設などが必要であろう。

6 重要さを増す高齢者支援 ネットワーク

少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度は財政面で3つの問題を抱えることになる。

公的年金論争に典型的なように、現役世代の負担を引き下げるためには年金給付を削減しなくてはならない。このとき、現役対OBの妥協点をどこに置くのか

高齢者にも応分の負担を求め、たとえば、豊かな高齢者には医療費について、より自己負担率を高くすべきだが、具体的にどのような制度とするのか

高齢者に対するすべての支援を保険制度で行う場合、現役世代の負担は非常に重くなるため、地域ボランティアの活動を盛んにする必要がある。特に、親戚関係が希薄になる社会では、地域ごとの高齢者支援ネットワークの構築が求められる

(1) アムステルダム市の高齢者支援

オランダでは、高齢者がなるべく長く自分の家で自立して生活できるよう、地方自治体が高齢者住宅の建設や各種の支援サービスを提供している。ここでは、アムステルダム市を例にとって、元気な高齢者から自立が困難になった高齢者まで、どのようなサービスを受けられるか見てみよう。市の高齢者政策の理念は、「すべての高齢者ができるだけ長く在宅で自立して生活できるように、あらゆるファシリティを提供すること」(市担当者)である。では、65歳以上になると、どんなサービスを受けられるのか。自分の家で自立して生活している人の場合を紹介する。

簡単な住宅改装.....自立して生活しているとはいえ、高齢者は足腰が弱くなる。

そこで、トイレや廊下に手すりをつけたり段差を解消したりするといった住まいの簡単な改装を無料でしてもらえる

アラームシステム.....1人暮らしの高齢者が安心して暮らせるように、アラームシステムが安く提供されている(月500円程度)。発作が起きたり転んだり、自分の身に何か起きたときにペンダントなどのボタンを押すと、自動的にセンターにつながり、助けが送られてくる

交通サービス.....外出するときに普通の公共交通を利用するのが難しくなった場合は、高齢者・身障者用の特別バス(グループタクシー)を公共機関と同等の料金で利用することができる。また、タクシーなど他の手段の交通費を還付してもらえる制度もある(所得による)

趣味や学習のコースへの参加.....ソーシャルアクティビティなどと呼ばれるが、市内ではボランティア団体や専門家などがさまざまな活動を運営したり、イベントを開催したりしている。市はこうした活動に補助金を出している

その他、買い物サービスや食事サービスも必要に応じて提供される。さらに、地域世話人(何でも屋)がいて、電球を取り替えたり、簡単な修理をしたり、買い物をしたり、病院に付き添ったり等々のちょっとした手助けをしてくれる仕組みもある。

つまり、オランダでは、高齢者が本当の要介護となるまでの期間、「生活の質」を高く保つことができるような社会的システムが、公費によって運営されている。

以上のような高齢者生活支援は、日本でも必要である。オランダとの違いは、日本では

地方財政も大幅に悪化しており、公費ですべてを運営することはできない点である。戦後の高度成長期、人々は緊密な親戚付き合いや近所付き合いを避ける傾向にあった。また、子供の数が減り、大都市では高齢者は孤立の度合いを深めつつある。もし、自己負担でこれらのサービスを購入するしかないということになれば、豊かでない人は取り残される。このため、これからの社会では、地域ボランティアによる高齢者支援に多大な期待を寄せざるを得ない。

(2) 米国におけるチャリティ

社会環境の変化に伴い、高齢者への支援だけでなく、虐待された児童のための里親制度や、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者を守るためのシェルターなど、さまざまな支援が必要となっている。

古い統計になるが、1996年の米国の寄付総額は約17兆円、全体の約半分が宗教団体への寄付で、教会による慈善活動の原資となっている。また、他の統計によれば、寄付の8割は個人によるものであり、その金額は約13兆円になる。1人当たりでは平均年500ドル（所得の2%）であり、所得の多い人ほど多額の寄付を行う傾向にある。米国人の1週間当たり平均ボランティア時間は約4時間である。「小さな政府」を基本とし、自己責任の精神が浸透している米国では、社会保障制度は北欧ほど発達していないが、教会を中心としたボランティア活動や個人の寄付行為が盛んである。

日本にはこのような精神は根づいていない。しかし、地域社会における高齢者向けボランティアによる支援が、サービスを受ける

人には満足を、サービスを提供する人には生き甲斐をもたらす仕組みを作る必要がある。高齢者生活支援は、医療・介護保険、公共施設のバリアフリー化などのハード面だけでは十分ではない。高齢者が心の平安を保ちつつ充実した生活を送るために、個人の寄付行為を促し、近代化に伴って失われてしまった緊密な地域社会ネットワークを復活させていくことが、今後の大きな課題である。

7 高齢者向け財産管理サービス

1990年代、平均寿命の長期化に伴い、介護が大きな社会問題となった。介護保険の導入により、特別養護老人ホームなどの介護施設に要介護者を押し込めるのではなく、在宅介護の道が開かれることとなった。同じ頃、判断力を失った高齢者を禁治産者とするのではなく、残存能力を生かして支援を行う成年後見人制度も導入された。双方とも、高齢者が残存能力を生かしつつ、自立して社会生活を営むことを基本においた制度である。

高齢化社会とは、高齢者の自立促進を可能とするシステムを地域社会に備えていくことである。このとき、高齢者は財産をどのように管理していけばよいのだろうか。

(1) 世代間の資産移転

高齢化社会では、財産を子供に譲るタイミングは重要な問題である。30代後半に住宅を購入し、40代では子供の教育支出に追われるのが一般的なサラリーマンの姿だが、この人生で一番お金が必要なときには親から財産を譲られることはなく、長命化により、子供が定年を迎える頃にやっと譲られるという現在のような状況は、社会全体の個人消費の活性

化という観点から見てマイナスである。

1990年代後半以降、世代間の資産移動を促すための税制改革が行われた。その手始めが子供への住宅支援であり、住宅購入に際して、一生に一度だけ自己の父母または祖父母からの贈与に税制特例が設けられた（子供の所得1200万円以下）。現在、550万円までの贈与は非課税で、1500万円まで贈与税に対して優遇がある。住宅購入のため1000万円の贈与を受けた場合の贈与税は45万円、特例がなかったときは231万円で、その差は186万円になる。

また、贈与税に対する考え方を根本から変える相続・贈与一体化方式も導入された。これまで贈与税には、相続税を逃れるための親子間取引を禁止する目的で、高税率が適用されてきた。しかし、親子間取引のすべてを記録した後、最後に再集計して相続税を課するのであれば問題はなく、個人消費の活性化には親の財産を容易に子供世代に移すことが必要だとして、以下の制度が導入された。

「65歳以上の親から20歳以上の子供たちへの贈与について、相続・贈与一体化方式の選択を申告すれば、生前贈与については2500万円の特別控除を設定し、これを超える部分に贈与税として20%源泉分離課税し、相続時には過去の生前贈与分を再集計して、相続税必要納付額を計算する。そして、この必要納付額から過去の贈与税納税額を引いたものを現実の相続税額とする」。なお、生前贈与が住宅目的であった場合の特別控除枠は3500万円に増額される。

具体例で示す。子供が2人いるA氏には2億7000万円の財産がある（預金のみと仮定）。子供は2人ともA氏から5000万円ずつこの方

式により生前贈与を受け、住宅を購入する。生前贈与に対する贈与税は300万円、

$$(5000 - 3500) \times 20\% = 300 \text{万円}$$

その後、A氏の死亡によって相続が発生すれば、相続財産に対する基礎控除は7000万円となる。

$$5000 + 1000 \times 2 = 7000 \text{万円}$$

相続財産は過去の生前贈与を再計算するため、贈与によりA氏の財産は1億円減っているが、2億7000万で計算する。基礎控除後の相続財産は2億円である。

$$27000 - 7000 = 20000 \text{万円}$$

子供1人1億円の相続を相続税速算表で計算すれば、相続税は2300万円、

$$10000 \times 30\% - 700 = 2300 \text{万円}$$

現実の相続税納付額は、2000万円となる。

$$2300 - 300 = 2000 \text{万円}$$

生前贈与の5000万円に対して通常の贈与税が課された場合の納税額は2200万円なので、生前贈与を非課税で受けられる一体化方式のメリットは大きい。持ち家があり、老後に年金生活を送るために必要な現預金が十分あるとすれば、子供のマイホーム取得や、孫の教育を手助けするコストはかなり低くなったといえる。

個人金融資産残高のうち6割強は高齢者が占めており、一体化方式が世代間資金移動を容易にすると期待される。長命化が進むなか、老後の財産管理を考える際には、可能な限り、子供の住宅・教育資金への支援を行うことは必要であろう。

（2）財産管理と遺言

老後の生活は、公的年金給付を基本としつつも、退職金や手持ちの金融資産を効率的に

運用することで賄われる。図2に高齢者夫婦の財産管理の体系を示す。問題は、財産管理を行っていた夫の死後、妻が財産運用を十分に行えない場合で、そのような場合には米国のような遺言信託があると役立つ。遺言信託では、たとえば、夫が残した財産は信託銀行が運用し、妻には定期的に生活費を送る（臨時のレジャー資金なども含まれる）というような取り決めが可能である（妻の死後は、残された財産は子供に配分される）。

株式や外国債券のようなリスクの高い商品まで含めた個人の金融資産の運用については、投資家の自己責任が大原則ではある。しかし、今後20年以内に65歳以上の人が人口の30%を占めるようになる。人にはそれぞれ得意でないこともある。財産管理を運用のプロに任せたいと思う夫婦もあるかもしれない。フロリダに住みながら、金融資産の運用はウォール街の投資顧問会社に任せるといった姿が、日本でも可能にならないだろうか。

主な財産を土地などの不動産で保有していれば良かった「土地神話」の時代はすでに終わり、老後の生活のためには金融資産の運用が必要となっている現在、運用をプロに任せる可能性は高い。忠実な受託者として金融業が裁量型一任勘定を運用することは、今後、一般化していくと予想される。

これからは、70代までに終のすみかを定める（自宅をバリアフリー化する、あるいはバリアフリーのケア付きマンションを購入する）ことが重要となる。大病などで体力が低下しても、地域の医療・介護ネットワークを研究し、うまく利用すれば、在宅または在宅に近い環境で老後を過ごすことも可能となる（図3）。

図2 高齢者財産管理の体系

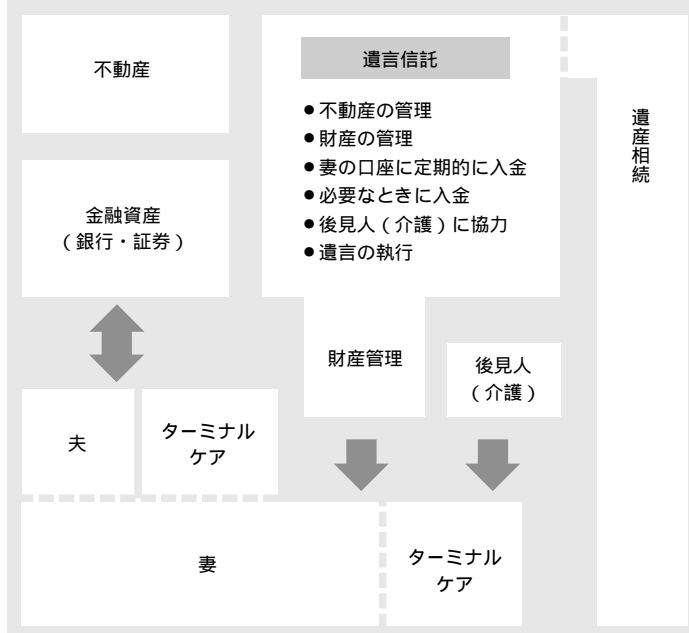
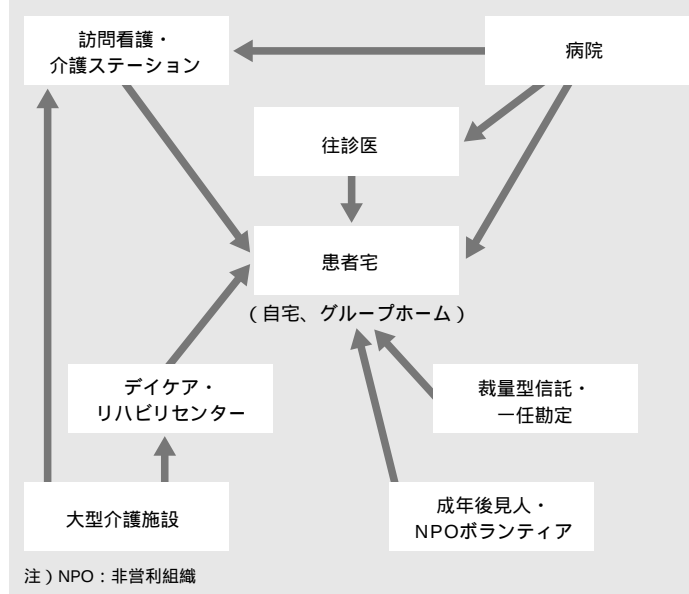


図3 地域の医療・介護ネットワーク



金融資産の運用を忠実な受託者となるプロに任せることができれば、老後の不安もかなり軽減される。力や判断力の衰えた人のために身上監護を担う成年後見人など、金融以外の世界の人とも連携して仕事を行うことがで

きる、財産管理のプロが期待される。医療・介護ネットワークと連携した高齢者向け財産管理は、今後、21世紀のリテール金融ビジネスの1つとして徐々に普及していくだろう。

空洞化の進行と現役世代の将来

社会保障制度は世代間扶養の原則で運営されており、少子高齢化の進行は現役世代に多大な負担増となる可能性が高いため、年金給付の削減や国民医療費の合理化は必要である。また、高齢者が自己の残存能力を生かしつつ質の高い生活を維持するためには、地域ごとの医療・介護ネットワークの構築が不可欠である。このネットワークのコストを高いものとしないうちに、NPO（非営利組織）ボランティアに期待が寄せられている。

社会保障給付の削減、合理化については、徐々にではあるが意見が集約されつつある。だが、現役世代の現状に対しての認識は楽観的にすぎるのではないか。20～34歳の人で、学生でも主婦でもない人に占めるフリーターの比率は20%を上回る。その数は400万人ほどで、多くは年収200万円未満である。若年労働者は決して健全に成長してはいない。

現役世代が確実に収入を増やすことで、公的年金給付は保たれていく。このためには、現役世代が家庭を持って2人以上の子供を儲け、次世代を育成していく必要がある。その鍵となる現在の現役世代、特に20代および30代前半の世代の現状を見てみよう。

1 悪化する労働環境

（1）フリーター比率の上昇

1990年代の長期不況により、企業の正社員

採用は大幅に縮小し、他方で流通サービス業を中心として非正規社員の雇用が拡大した。2003年末の雇用労働者5000万人のうち、1500万人が人材派遣会社に所属する派遣社員、フリーター、パートタイマー、学生アルバイトなどの非正規社員である。また、失業者350万人のうち120万人を20～29歳が占める。

このような環境の変化は、とりわけ若年層女子の就職に大きな影響を与えている。1970年代には短大卒女性の一般事務職としての就職は容易であった。企業は、女性は結婚退社することを前提としており、4年制大学の卒業者よりも長く働き、コストも安い短大卒の女性を望んでいた。やがて、男女雇用均等法の導入で女性総合職が登場し、女性の社会進出は総合職の道が開けたことで加速していくように思えた。

しかし、バブルが崩壊した1990年代には、企業は一般職を正社員から派遣社員へと徐々に切り替え始め、一般職の採用が激減するなか、4年制大学を卒業した女子学生は総合職となるか、派遣社員（現在約200万人と推定されている）あるいはフリーターになるかの選択を迫られるようになっていく。女性の正規社員比率は急速に低下しつつある。

この変化の背景には、企業のコスト削減への動きがある。1990年代、価格破壊の先兵となった外食産業では、従業員430万人のうち89%に当たる380万人がパートタイマー社員であり、その多くが若いフリーターであったことに象徴されるように、長期不況下、企業は賃金が低く、かつ容易に解雇できる非正規社員を増やしていった。今後の雇用情勢を考えると、注目すべき点は、日本企業が海外で雇用している労働者の数（350万人）が、

国内の失業者数（350万人）とほぼ同じであるということだろう。日本の海外直接投資の内容は大きく変化している。

（２）空洞化の進行

1980年代後半、日本の欧米向け対外直接投資は急増する。米国向け直接投資は日米通商摩擦回避のため現地生産を行うものであり、欧州向け直接投資はEU（欧州連合）発足を控えた欧州に生産拠点を設ける必要があったためである。この直接投資は輸出を減らす効果があったが、日本の国内市場に大きな影響は及ばなかった。

1990年代には、対外直接投資はアジア市場へとその矛先を変え、近年は対中直接投資が急増しつつある。アジア向け直接投資が増加したことで、アジアで生産された家電製品やユニクロに代表される衣料品が国内市場にあふれ、その結果、企業の事業ポートフォリオは再編の必要に迫られた。つまり、コストの安い中国に代表されるアジアで生産された低価格完成品が国内市場を占めていくにつれ、国内製造業では生産規模が縮小され、雇用も圧縮された。このため、1990年代の労働市場の中心は流通・サービス業となった。

一方で、デフレの進行によって、この業種では価格競争にうち勝つために、必要なとき必要なだけの低コスト労働力が必要になり、結果としてフリーター、アルバイトなどの非正規社員の増加をもたらし、それは現在も続いている。さらに、こうしたニーズに応じて機動的な労働力は一般事務職にまで求められるようになり、派遣社員の増加につながっている。この状況は今後も続くだろう。

世界を市場とする大規模製造業では、グロ

ーバルに見て最適な生産地を選び、国際競争に勝ち残ろうとする戦略を、今後はより一層明確にしていくと思われる。海外直接投資の増加がこのまま続けば、国内生産の縮小、輸入品比率の上昇、国内失業率の一層の上昇と、空洞化がより加速する恐れがある。

政府は現在、失業率の上昇に対し、財政赤字を拡大して雇用を維持しようとしている。しかし製造業では、より低コストでの生産、また将来訪れるであろう中国市場の拡大に備えることを目的として、中国を中心とする東南アジアでの生産拠点の拡大に積極的である。企業の投資と雇用は海外で増加しており、政府の経済政策とグローバル大企業の思惑とはずれ始めている。

本質的なことは、グローバル企業が競争に勝つためには、従業員の品質とコストを考慮し、製品の最適生産体制をグローバルに構築しなければならない、ということである。事実、製造業の海外生産比率は1991年度の6%から、2001年度に14%となり、2006年度には16%にまで上昇すると予想されている。なかでも、世界的優良企業が多く存在している組立加工型製造業の場合、海外生産比率は2001年度の17%から、2006年度には23%と、約4分の1が海外生産となる見込みである。つまり、今後もグローバル型製造業の国内雇用の増加はあまり期待できない。

また昨今、企業戦略として事業本部への権限委譲が強化されており、前線での意思決定が重視され、スピード経営を目指して組織のフラット化が進んでいる。このため、中間管理職は少数精鋭化しつつある（経理は会計士に、法務は弁護士に、会計処理はシステムハウスへといったアウトソーシングを伴う）。

1980年代後半の米国では、命令系統を単純化し、意思決定の迅速な伝達を可能としたことで、本社に必要な人員が大幅に減り、ホワイトカラー・リセッションが発生した。日本でも、ベビーブーマー・リタイアメントにより企業の雇用負担が大幅に減ることが期待されているが、組織のフラット化を促進する可能性も高い。

(3) 雇用形態の変化

今後の日本企業は、高度成長期のように長期的な売上高の増加を前提とした終身雇用制度、年功序列型賃金体系を維持することはできないため、成果主義を導入し、人件費を収益連動型にして固定費化を防ぐ人事戦略を採用するようになる。また、非正規社員の増加も続いている。さらに、経営資源の「選択と集中」を目標として、外部に委託できることは外部化し、コア社員の専門性のある範囲に限定すると考えれば、近未来の企業内人員構成は次のようになると推定できる。

インセンティブ型報酬体系が適用される
コア社員

仕事量の変動に合わせて調整する人員としての社員

よりインセンティブ性が高い営業職
弁護士、公認会計士、特殊能力の外部専門家、およびシステム処理を代行する外部システムハウスなどのアウトソーシング企業

派遣社員は、としてだけでなく、としても一般的になりつつあるが、今後はとしても期待されている。2001年の規制緩和により、派遣会社は将来正社員となる可能性を持たせて人を派遣することを認められた（紹介

予定派遣制度）。オランダでは、若者が会社を良く知るために、派遣会社に登録したうえでいくつかの会社で働き、自らが納得した会社に長期的に派遣され、交渉によって正社員となる。スチュワーデスが契約社員として入社し、やがて正社員となる例などは、この制度の日本版ともいえる。

現在のような就職難の時代でも、入社3年までの若手社員の転職率はかなり高い。つまり、不整合が生じている。派遣社員として働くことが、その是正手段ともなろう。

また、新卒採用だけでなく、若年層の中途採用も一般化しつつある。良い大学を出て良い会社にすぐ就職できるという単純なコース以外の職業選択の道が広がりつつある。学生アルバイトで実績を積んだ結果、正社員として採用されたり、フリーターとして勤めていた店の店長に抜擢されたり、という例も頻繁に見られるようになった。大半の学生が面接の印象と大学の卒業証書で正社員となる時代は終わりを告げ、処遇は能力に応じたものとなる時代となりつつある。

問題は、現在増加しているフリーター、派遣社員の大部分はであり、身分や将来が不安定な状態におかれていることである。

2 1980年代以降の米国の雇用環境

製造業のグローバル化が進行しており、雇用は非製造業が中心となっている。日本の雇用について考える際には、米国が参考となる。図4に、1980年以降の米国の業種別雇用者数の推移を示す。米国での雇用の中心は、流通・サービス業であった。サービス業では医療・介護、社会福祉、データ処理、人材派遣の比重が高い。日本でも、少子高齢化、情

報技術革命の進行を考えると、同じような道を進むと思われる。

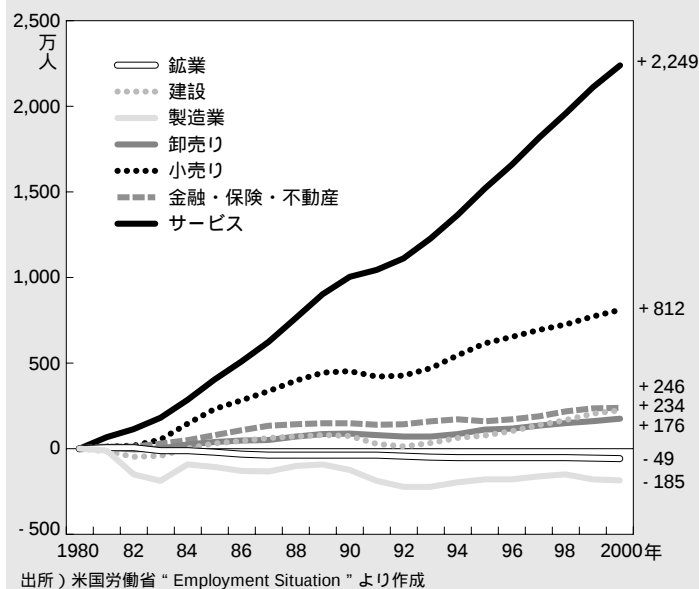
流通・サービス業が雇用の中心となることは、女性の社会進出がより加速していくことを示している。事実、この間の雇用増加の6割は女性であった。かつて重化学工業中心の成長期には、雇用の中心は男性だったが、医療・介護、オフィスワークの比率が上がれば女性の雇用が増えるのは自然であろう。

1980年代以降の米国では、雇用は3600万人増加したが、労働需給が逼迫して賃金が上昇する状況にはなかった。むしろ、実質賃金はほとんど上昇せず、労働集約的な小売り、医療・介護などでの雇用の創出につながった。雇用が拡大しても実質賃金が上昇しなかったことと、女性が労働市場に進出したことにより、夫だけが働く世帯（平均収入3.6万ドル）と夫婦共稼ぎ世帯（同6.1万ドル）との間に3万ドル近い年収格差が生じた。妻が働いた方が豊かになるため、夫が家事を手伝って妻の社会進出を支援するようになった。

米国の共稼ぎ比率は1970年代以降上昇を続け、現在6割を超えている。北欧では、スウェーデンの共稼ぎ比率が8割を超えている。大まかにいえば、賃金が低いので企業に利潤が生まれ、雇用が増加するのである。共稼ぎを行うことで中産階級としての生活を守る一方で、女性の社会進出の促進が家事経済の外部化、サービス業雇用の増加につながった。

日本でも、主に国内市場をターゲットとする流通、医療・介護、サービス業で女性を中心とした雇用拡大が続くと思われるが、これらの業種に高報酬を求めることは困難であろう。したがって、米国と同様、夫婦共稼ぎは徐々に人々の生活に根ざしていくと思われ

図4 米国の業種別雇用動向（1980年からの増減）



る。今後の20代、30代の労働市場を考えていくうえでは、次の2点が重要であろう。

製造業における海外直接投資の増加による国内の空洞化への対応
雇用の中心は今後も流通・サービス業などの非製造業であろうが、賃金の上昇が期待できない場合に賃金の低さを共稼ぎで補うとすれば、子育てと仕事を両立できる環境の整備

まず、 について考えてみる。

3 福祉国家スウェーデンの苦悩

グローバル企業の世界戦略を国が政策で直接的に規制できないとすれば、国内の雇用を守るために、国はどのような政策をとるべきなのだろうか。空洞化を生まない経済環境を整備し、日本企業の海外での雇用拡大を押しとどめる戦略が必要である。そこで、ここではスウェーデンの姿を見てみよう。

福祉先進国（高福祉高負担）として有名な

表3 税・社会保険料の名目GDP比（1999年度）

	(単位：%)	
	スウェーデン	ユーロ圏平均
税金		
個人所得税	18.6	9.1
法人税	3.2	3.6
社会保険負担		
従業員負担	3.0	3.6
会社負担	10.0	6.6
合計		
個人負担	21.6	12.7
会社負担	13.2	10.2

注) GDP：国内総生産
出所) OECD（経済協力開発機構）の統計より作成

スウェーデンは、人口1000万人弱でありながら、人口100万人当たりの大企業数は3.6社と欧州1位である。自動車メーカーのボルボやサーブ、携帯電話のエリクソンなどが代表的な企業である。高福祉国家では高負担が求められるため、法人税や社会保険料まで含めた企業の広義の人件費コストも当然高くなり、企業経営には不利と思われる。国際的な大企業が、なぜスウェーデンに数多く存在しているのだろうか。

はじめに法人税をしてみる。スウェーデンの法人税は国税28%、そのみである。国税で比較すると、日本は30%、米国は35%だが、日本でも米国でも併せて地方税が課されるため、実効税率で見るとスウェーデンの方が格段に低い。また、為替レートを見ると、1980年代半ば、90年代半ばに不況を経験したスウェーデンでは、その不況を通貨安戦略で補ってきたことがわかる。

高福祉の財源はどこにあるのだろうか。名目GDPに対する個人所得税は18.6%、法人税は3.2%である。税で見る限り、個人負担率が高い。さらに、広義の人件費コストをしてみる。社会保険料をユーロ圏で比べると、

スウェーデンの会社の負担は重い（表3）。しかし、税（直接税のみ）と社会保険料の対GDP負担をユーロ圏平均と比較すると、個人負担は会社負担の倍近くになっており、個人負担を重くして、法人負担はユーロ平均をやや上回る程度に抑えていることがわかる。

スウェーデンの高福祉高負担の特色は、個人負担を重くする代わりに、法人負担を軽くしていることにある。このことは企業も納得している。スウェーデン企業は、高負担は事実ではあるが、法人税率、為替レート、労働者の能力などを考慮すれば、スウェーデンは製造業にとって、東欧を除く欧州の中では低コスト国であると認識している。

OECD（経済協力開発機構）の2000年の調査によれば、スウェーデンの社会保険企業負担分を含む1人当たり労働コストは、OECD30カ国中12位である。また、労働者の能力を数値化するのは困難だが、大学進学率はそれほど高くなくても、教育については定評があり、社会人教育にも伝統がある。つまり、人的能力を考慮すれば、スウェーデンは決して高コスト国ではなかったのである。

さらに、電力料金を見ると、主要先進国の中で最も安い。つまり、社会保障に関わる法人負担を軽くしているため、人的能力を考えると、労働コストがユーロ圏では割安であること、法人税の実効税率が低いこと、電力等のインフラコストが低いこと、不況対策として通貨安戦略をとることができたこと——などを要因として、スウェーデンは高福祉高負担国でありながら、欧州1位の大企業保有国となった。そして、それら大企業からの法人税と従業員からの所得税が、国民の豊かな老後の原資ともなっている。

この良いことづくめのスウェーデンの戦略にも、近年はかげりが見え始めている。より競争力を増すために、グローバル大企業が事業ポートフォリオを本格的に再編し始めてきたからである。たとえば、ボルボはスウェーデン国内にある乗用車部門をフォード・モーターに売却して、トラックメーカーへと特化した。またサーブも、乗用車部門をGM（ゼネラル・モーターズ）に売却し、軍事産業へと特化している。つまり、スウェーデン企業の重要な事業部門が、海外の企業に支配されるケースが現れ始めている。

一方、EUはその範囲を東欧へと拡大しつつあり、ルーマニア、チェコ、スロバキア、ポーランドおよびバルト3国が参加を予定している。労働コストが極めて低い中東欧の参加により、スウェーデンの製造業（工場）は賃金コストの面で厳しい対決を迫られつつある。さらに、生産拠点だけでなく、研究開発機能も例外ではないとしている家電メーカーもある。社内で研究開発拠点の場所を検討したところ、人件費が安く、レベルの高い工科大学があるということで、ロシアのサンクトペテルブルクが有力な候補地となった。

グローバル企業の再編、およびEUの東進による低賃金国の市場参加が、スウェーデンの高福祉政策に影響を及ぼしつつある。2003年秋、スウェーデンでは統一通貨ユーロへの参加をめぐる国民投票を行い、否決した。通貨を統一すれば、過去に利用してきた通貨安政策は不可能になるからである。さらに、EUに新たに東欧諸国が加わり、スウェーデンがEU内での低コスト国であり続けることが不可能となったとき、高福祉国家として現在の姿を保つことができるのだろうか。

現在のスウェーデンは、空洞化のリスクにさらされている点では日本と同様だが、通貨統合、拡大する統一ユーロ市場の中で、さらに厳しい状況に直面している。

4 グローバル化への対応

スウェーデンの経験に照らし合わせれば、日本で重要なことは、まず人的資本の能力引き上げである。東アジア経済の相互依存が高まってきており、高い賃金コストの正当性は高い生産性以外にない。近年進みつつある大学改革は、人的資本競争力の回復を目的とすべきである。また、失業対策は財政赤字の拡大ではなく、職業訓練の強化によって行う必要がある。

硬直的な賃金体系の是正、すなわち、年功序列型賃金体系からインセンティブ型報酬体系へと移行し、「やったら報われる」体制を確立することも必要である。具体的には、年収に占めるボーナスの比率を引き上げ、人件費を収益に連動させれば、生産性に見合った賃金体系を構築することができる。

社会保険料は現金給与と合わせて広義の人件費を構成するが、少子高齢化の進行に伴って企業の社会保険料負担は増加し、広義の人件費の引き上げ要因となる。高齢者が安心できる生活を保つためには保険料のある程度の値上げが必要だが、労使折半を原則とするのではなく、個人負担率の引き上げ幅を企業負担率のそれより大きくすることで、企業の負担が重くならないよう努力すべきである。また、法人実効税率は、少なくとも米国よりは低い水準に保つべきである。

道路、通信、電力、ガス、港湾などの基本的なインフラの構築は、不況対策として行う

表4 高速道路料金の比較（4トントラック）

	距離（km）	料金（円）
日本（東京～堺）	550	14,450
ドイツ（ハンブルク～ヴィースバーデン）	530	825
フランス（ルアーブル～ナンシー）	570	6,311

出所）JETRO（日本貿易振興会）「対日アクセス調査」より作成

べきではなく、競争促進政策の導入により、国際的な競争力をつけることが前提となる。日本の物流インフラは、欧米に比べるとはるかに遅れている。その最たるものが高速道路であり、道路公団の民営化の議論につながっている（表4）。国内のインフラ構築に関しては、総需要拡大政策に走るのではなく、産業インフラの価格が製造業の国際競争力の改善につながるか、という観点から論議されるべきである。

空港についても、大阪では関空（関西国際空港）ができたにもかかわらず、伊丹を使い続けている。成田、関空の着陸料は世界一高い。近くには韓国の仁川、上海の浦東などの巨大空港があり、このままだと日本は素通りされてしまう。世界の国際空港は24時間営業が当たり前であり、港湾の通関手続きも24時間営業でないと意味がない。シンガポール、香港は入港前からオンライン手続きが可能で、24時間入港が可能である。

日本の製造業は、これまで東アジア諸国と競合していくために国内の資材調達費、サービス購入費を削減してきた。だが、電力や道路などの公共コストが下がることはなく、製造業にとって負担となってきた。インフラコストが下がらなければ、グローバル製造業は海外に生産拠点を移さざるを得ない。

空洞化を阻止するためには、人的能力の

強化と人件費の変動費化、企業の法人税と社会保障負担を重くしないこと、公共インフラは低コストであること——の3つが不可欠である。さらに、国内市場向け企業群（物流、流通・サービス、金融、医療・介護、住宅・建設）に競争促進政策を導入することも必要である。

グローバル化の進展により、生産性も考慮したうえで東アジア地区の賃金が裁定されていくとすれば、今後は過去の高度成長期のような高い賃金上昇率は期待できない。このため、賃金があまり増えないなかで生活水準の低下を防ぐためには、国内の最終消費財が価格メカニズムを反映したものである必要がある。空洞化対策とは、広義の人件費を人的能力に対して相対的に割安にすること、効率的な産業インフラを整備することである。

20代、30代の雇用対策は、グローバル企業対応だけではない。多くの労働者は国内向け非製造業、つまり流通・サービス業に従事しており、近年の課題はフリーター比率の上昇である。雇用は安定せず、低賃金労働者が増加している。人的能力を高めつつ、若年労働者の雇用の安定を図ることが必要である。

雇用環境だけでなく、家族のあり方も大きく変化している。戦後の経済政策は、人口の安定的な増加を前提に、先進国に追いつくことを目標としてきたが、現状を見ると次世代が確実に維持されているとはいえない。1990年代に入り、高齢化の進行に伴い、主に医療・介護において高齢化社会への対策が盛んになり、近年では高齢者の所得保障の面で公的年金への関心が高まっている。しかし、高齢者の安定した生活を守るためには、現役世代、とりわけ20代、30代の若い世代の家族の

あり方がその基盤となる。

今後は、次世代を維持していくための安定的な家族のあり方と、若年労働者の雇用環境の改善について検討していく必要がある。

5 減少する結婚件数

(1) 出生率の低下

婚姻件数は低迷している。すでに第2次ベビーブーマー（1970～75年生まれ）が適齢期を迎えているにもかかわらず、婚姻件数は数年来80万件を下回る状態が続いている（2003年の婚姻件数は74万件）。2002年の平均初婚年齢は男性28.5歳、女性26.8歳と、最近15年で女性の初婚年齢は1.5歳上がった。

表5、表6に、国立社会保障・人口問題研究所などのアンケートの結果を示す。これらからも、近年は結婚を極めて冷静にとらえている独身者が増えていることがわかる。世間体を気にせず、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しないでも構わない」と考える人が増えており、晩婚化の一因となっている（東京では30～34歳女性の未婚率は約4割）。「結婚することに利点はある」と考える30代前半の独身男性が減っていること、さらに30代前半の独身女性の“恋愛力”に衰えが見られることを考え合わせると、結婚に魅力が感じられなくなっている気配すらある。

「結婚したら子供を持つべき」あるいは「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった伝統的な価値観に対しては強く反発するが、シングルライフに対する評価はそれほど上昇していない。結婚自体を否定しているのではないらしい。

再び、国立社会保障・人口問題研究所のアンケートを見てみよう。結婚15～19年の夫婦

表5 独身者（18～34歳）の結婚観

		(単位：%)		
	性別	1992年 (A)	2002年 (B)	B - A
ある程度の年齢までに結婚するつもり	男	52.8	48.1	-4.7
	女	49.2	43.6	-5.6
理想的な相手が見つかるまでは結婚しないでも構わない	男	45.5	50.5	5.0
	女	49.6	55.2	5.6
結婚することに利点はあると思う（30～34歳）	男	79.4	69.6	-9.8
	女	76.5	74.0	-2.5
「結婚したら子供を持つべきである」に反対	男	6.8	15.6	8.8
	女	9.9	24.4	14.5
「結婚後は夫は外で働き妻は家庭を守るべきだ」に反対	男	32.5	51.8	19.3
	女	45.8	64.7	18.9
親と同居している独身男性の比率（30～34歳）	男	68.0	72.4	4.4
	女	69.2	76.1	6.9
「生涯を独身で過ごすことは望ましい生き方ではない」に反対	男	29.1	31.0	1.9
	女	38.4	40.2	1.8

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」

表6 『日経ウーマン』のアンケート（2003年5月）

- 独身者へ「女性は結婚したら幸せになれるか？」
.....「どちらとも言えない」男性65%、女性71%
- 独身女性（30～34歳）の44%.....「交際相手がいない」
「交際相手がいないときに積極的に探すか」.....「探さない」75%
- 30代独身女性へ「私生活で充実していると感じるときは何時？」（複数回答）
.....1位「家でくつろいでいるとき」
.....2位「趣味や習い事をしているとき」

出所) 『日本経済新聞』2003年7月7日

表7 完結出生児数の分布

						(単位：%)
	0人	1人	2人	3人	4人以上	平均
1982年	3.2	9.2	55.6	27.3	4.9	2.23人
2002年	3.4	8.9	53.2	30.2	4.2	2.23人

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」

に子供の数を質問し、得られた回答を完結出生児数と呼ぶ。表7のとおり、完結出生児数は非常に安定している。日本では、平均初婚年齢と既婚女性の完結出生児数によって出生率が決まるとされている。完結出生児数が安

定しているということは、少子化の大きな要因は晩婚化であることを示している。1人の女性が一生の間に生む子供の数を示す合計特殊出生率は1.32人と過去最低を更新し、回復の兆しも見えない。さらに、出産の半分以上を30歳以上の女性が占めている。

社会保障制度は世代間扶養の原則に基づいて運営されており、少子高齢化の進行により制度改革が必要となっている。高齢化の主因は医学の進歩による長命化だが、少子化の主因は結婚の先送りにある。男女とも親と同居する独身者が増えていることは、経済面から「結婚の先送り」を手助けしている要因となっている。親元は、いわばシェルターとなっているのだろう。

(2) 仕事と子育ての両立

次に、結婚後の生き方についての独身女性へのアンケート（国立社会保障・人口問題研究所）を見てみよう（表8）。

共稼ぎ比率が上昇してきた米国と同様に、日本でも将来結婚しても専業主婦のまま過ごすとする独身女性は少なくなっている。問

題はむしろ、結婚・出産後も同じ会社で勤め続けるか、あるいは結婚または出産を機に一旦会社は辞め、ある程度の期間をおいた後にパートで働くかの選択である。結婚後も同じ会社で仕事と子育てを両立させたいのはやまやまだが、現実的には一度会社を辞めざるを得ないと考える女性が少なくないことがわかる。また、収入面からか、妻が働くことを希望する男性も増えている。

しかし、夫婦共稼ぎに対しては、社会全体では肯定的な見方はされていないようである。米国ミシガン大学のイングルハート教授らが行った「世界価値観調査」（2000年）によれば、夫婦共稼ぎに賛同する人は、日本では男性の38.5%、女性の38.9%であり、特に高齢者からの支持率は低い。他国と比べると、中国では男女とも96.1%、韓国でも男性の70.1%、女性の74.3%が賛同している。日本の共稼ぎに対する評価の低さは、東アジア地区の中で異常ともいえる。

1996年の民法改正案で取り上げられた夫婦別姓選択制が、伝統的家族主義者の大反対により法律化されなかったことも、共稼ぎ夫婦という社会の風潮に異を唱える人がまだまだ多いという一例だろう。日本の社会では、共稼ぎで子育てをしたいという若い夫婦の希望は、なかなか実現できない状況にある。

出産に関わる支援は、正規社員と非正規社員とでは大きな差がある。「21世紀出生児継続調査」（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、2000年に働いていて、2001年に初産を経験した女性のうち67.4%は退職していた。パートタイマーやアルバイトの場合、離職の率は極めて高い。1歳以上の子供を持つ母親の場合、全体の6割近くは育児休業制

表8 未婚女性のライフコース（理想と予定）

		(単位：%)		
		1992年 (A)	2002年 (B)	B - A
専業主婦	理想	33	19	- 14
	予定	24	14	- 10
再就職	理想	30	37	7
	予定	46	42	- 4
両立	理想	19	28	9
	予定	15	18	3
非婚就業	理想	3	5	2
	予定	10	12	2
(参考)	専業主婦	30	18	- 12
独身男性の女性への期待	再就職	44	47	3
	両立	11	19	8

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」

度、保育所を全く利用していないが、従業員100人以上の会社で働く正規社員に限れば、9割以上の人が産前産後の育児休業制度を利用している。

子供が生まれたら、育児休業をとった後は再び同じ会社で働きたい女性が多いのだが、現実の労働環境や非正規社員に対する差別、保育所の不足がその実現を妨げている。

東京都で保育所に入れない待機児童は、2003年4月現在で約5000人である（日本全体では3～4万人）。民間では企業内保育所の導入など、種々の試みがなされているが、行政は後手に回っている。1990年代の長期不況の結果、若年労働者に占める非正規社員の比率は上昇する一方である。また、春闘、ベースアップという言葉も、今や死語になりつつある。若夫婦が子供を育てながら生きていくためにも、保育所の増設、児童手当の増額、育児休業の徹底が必要である。

なお、共稼ぎ家庭の小学生を放課後に預かる学童保育施設は、2003年5月現在で全国に1万4000カ所あり、54万人の児童がいる。保育所と同様に、学童保育の設備も不足しており、小学校の空き教室などを利用して、民間や自治体が運営しているが、スペースの確保、子供の世話をする人の数の不足など、さまざまな問題がある。

近年では、NPOを中心に、さらに年長の子供（中・高校生）の放課後の居場所を確保する動きが盛んである。文部科学省も今後2、3年のうちに各地のコミュニティに中・高校生が自由に集まれる場所を作る計画である。これらの動きの背景には、増加する少年犯罪、不登校、引きこもりといった問題がある。

6 脆くなった家族

2001年の犯罪認知件数（通報により警察が犯罪として認知した事件）は274万件、人口10万人当たりの犯罪件数は2200件と戦後最多を記録した。強盗、強制わいせつ、暴行、脅迫、傷害、窃盗などの凶悪事件が急増している。一方で検挙率は、重要犯罪では5割を下回り、治安は急速に悪化しつつある。

この原因の1つに外国人犯罪者の増加があるが（東京地裁では被告の4人に1人以上が外国人）、もう1つの大きな要因として少年犯罪の増加があげられる。刑法上の少年に当たる14歳以上20歳未満の人口は全人口の7%以下だが、犯罪者のうち4割は少年であり、成人の約8倍の犯罪率である（2001年）。

長期的には日本の人口は減っていくと予想されており、外国人労働者の増加は止められないだろう。しかし、外国人労働者の増加は大都市圏での凶悪犯罪の増加にもつながりやすいことを忘れてはなるまい。副作用を最小にとどめられるよう社会として努力する必要がある。

一方、少年犯罪の大半は万引きだが、近年は強盗や恐喝が増えており、全年齢区分の中でも14～17歳の少年が強盗をする確率が最も高い。また、女性の犯罪も増えており、なかでも強盗検挙数のうち約半分は少女によるものである。過去の日本では、少年犯罪は多くても成人の犯罪率は低いという特殊な状態が見られたが、近年の少年犯罪率の上昇、失業率の上昇という状況下で、成人の犯罪率も上がっている。社会全体の治安を維持するために、若年層の犯罪を減らす必要がある。

2003年の殺人・強盗を含む凶悪犯のうち少年は2212人で、前年比11.4%増となった。同

時に、被害者となる少年も増えている（39万件）。連れ去り事件415件、未成年が被害を受けた強制わいせつ事件は6200件と、統計開始以来最悪を記録した。少年は加害者であると同時に被害者ともなっている。

少年犯罪の原因としては、地域社会の監視の目が行き届かないこと、家庭でのしつけができていないこと、学校と家庭の連携が不十分であること——などがあげられる。しかし、社会環境の変化に注目すれば、1970年代半ば以降の女性の社会進出、離婚の増加と、少年犯罪の増加との相関関係の高さを無視することはできない。

離婚件数は、1990年の15万件から2002年には29万件（同年の結婚件数は76万件）へと、急増しつつある。1970年代後半以降、女性の社会進出が進む一方、離婚に対するイメージも変わってきた（90年代にはバツイチなる言葉も生まれた）。近年では熟年離婚も増えているが、離婚の6割は結婚後10年以内のものである。家族法も破綻主義（壊れたものは元に戻らないので、やり直すしかない）に移りつつあり、離婚は今後ますます増えると思われる。問題は、離婚を機に不幸な状況に陥ってしまう子供を、社会として犯罪から守る仕組みがあるのか、ということである。

女性の社会進出は避けがたく、女性の経済力が増していくほど離婚件数も増えると思われる。ただし、親の離婚は子供に影響を与える。社会として、少年犯罪の増加はくい止めねばならない。欧州では、離婚後の扶養料や教育費の支払いを国税庁または社会保険庁が行うシステムがある。そうしたシステムを持たない日本では、母子家庭の平均年収は230万円と一般家庭の約3分の1に過ぎない。

さらに、長期不況で失業者が増えており、誘拐や性犯罪を誘発しやすい環境を作り出している。成長の時代を終えた現在、犯罪から子供を守り、一方で子供を犯罪者としないうために、多大な努力が必要とされている。

小・中学校での校内暴力はここ2、3年横ばいとなっているが（2002年度2万9000件）全小・中学校の約2割で発生している。「いじめ」は2002年度2万2000件（前年度比1割減）と7年連続で減少しつつあり、学校の対応が進んだことを示している。

しかし、性道德の乱れも何とかする必要がある。10代の中絶率は1975年の0.3%から、2001年には1.2%にまで上昇した。エイズの問題などもあり、モラルの向上が期待できないのならば、性教育を徹底する必要がある。各地域に教師、警察、カウンセラーなどを配し、家族と連携して少年の暴発をくい止める必要がある。

1990年代前半に急増した登校拒否は、2002年度には13万人（うち中学生10万5000人）と、90年代以降初めて前年度よりも減少した。小学生の0.5%、中学生の2.5%が不登校児である。不登校を引き金に、引きこもりとなる子供のケースが多く、より積極的な支援が必要である。

他方、児童相談所の児童虐待に関する相談処理件数は、1991年の1100件から2002年には2万4000件へと大きく増加している。核家族化の進行で、孤立した母親が子育ての不安から子供の虐待に走るケース、あるいは大人でない母親が子供を虐待するケースが目につく。

社会環境の変化に伴い、夫婦共稼ぎは特別なことではなくなり、母親だけが子育てをす

る時代でもなくなりつつある。ただ、今はまだ仕事と子育てを無理なく両立できる社会環境になっていない。また、核家族化の進行により、母親が育児に不安を抱いても、気軽に助言してくれる人が近くにいないケースが多くなっている。離婚も珍しいことではなくなりつつある。地域の結びつきも希薄になり、監視の目も行き届かず、社会全体としてのしつけへの基本方針もあいまいである。

共稼ぎの夫婦が無理なく子育てができるよう、また少年犯罪の増加をくい止めるためにも、地域の結びつきを強化し、教師、警察、カウンセラー、家庭が一体となって問題に取り組む必要がある。具体的には、保育所の増設、保育所が地域の子育てセンターとなり、育児に悩む人の相談所も兼ねること、

小・中学校での放課後の学童保育の充実、子育てに不安を持つ親のための相談センターや、虐待された児童やDVに悩む女性を受け入れるグループホームの建設——などが緊急の課題となっている。

過去における経済政策は、次世代が確実に維持されていくことを前提としていた。しかし、その前提は崩れつつあり、次世代を安定的に維持していくためには、社会的な支援が必要となっている。家族のあり方が変化し、結びつきが脆くなっている。共稼ぎの両親が、より多くの時間を子供と過ごす生活環境を整備することが求められる。

7 若者は社会的弱者か

2002年3月の無業者（卒業後、進学も就職もしない学生）は大卒12万人、短大卒2.5万人、高卒14万人、合計28.5万人を数える。特に大学生を見ると、1998年の大学入学者は61

万人であり、就職、退学、大学院進学を除いた2002年の無業者12万人は、入学者の約20%に当たる。就職を決めずに社会に出る学生の大半は、フリーター予備軍であろう。

無業者比率（社会に出た者のうち無業者の占める割合）は、高卒で1990年の12%余りから、2000年には約35%にまで上昇した。大卒では、1990年に7%強、2000年は25%強となった。1990年代に入ってから現在に至るまで、高等教育を終えたものの、職もなく社会人になる者が増え続けている。一方、20～24歳の失業率は1990年代に4%から9%へ、25～29歳のそれは3%から7%へと、平均値を大きく上回って上昇している。

学問を修めることと就職とは別の立場という意見もあるが、2004年3月に大学を卒業する予定者のうち就職内定者は73.5%に過ぎず、残りは失業者かフリーターとなるしかないという状況を見ると、現在の若者は「弱者」となりつつあるのではなからうか。

青年期とは、就職して社会人になる頃に終わりに近づき、結婚して子供が生まれると終わると考えられており、現実にはごく普通の姿であった。しかし1990年代以降、晩婚化の進行、フリーター比率の上昇、若年層失業率の上昇、大卒に占める無業者比率の上昇により、青年ともいえず、30代前半になっても大人になりきれない人が増えている。

1970年代後半の欧州では、豊かな社会のなかで、自分の将来への決断を先延ばしにする若者が出現し、「モラトリウム青年」と呼ばれた。そして1980年代後半には、「モラトリウム青年」であるフリーターの中から、青年ホームレスまで生まれている。

親元が避難所であり続ける限りは、若者が

フリーターのような不安定な生活を送り、将来への決断を先延ばしすることも十分可能である。しかし、親の失業や離婚が引き金となって避難所がなくなると、そのような若者は青年ホームレスになるしかなかった。「モラトリアム青年」を倫理的に批判すべきではなく、自立できないステータスゼロの人間と認識すべきだったのである。日本でも、離婚率やフリーター比率が高まってきており、欧州と似た状況になる可能性がある。

こうしたステータスゼロ人間の増加に対応し、英国では職業訓練制度を強化した。就職して社会経験を積むべき青年期に、職に就けないことは人生における大きなダメージである一方、社会的弱者となった若者が次第に社会の最下層に落ちていき、社会の不安定要因となることが危惧された。日本でも、高齢者ではなく、これからの社会を担っていくべき若者を守らねばならない。

パラサイトシングルと呼ばれる親元から通勤する独身者を、倫理的に暗に批判する風潮があるが、大半が年収200万円に満たないというフリーターやアルバイトが増えており、親元にいなければ生活できないのだと捉えるべきである。頼るべき親が失業や離婚などの理由で危機に陥れば、欧州の二の舞となることは想像に難くない。何の対策も施さなければ、彼らが30代を迎える頃には社会的弱者となる可能性が高い。

1990年代の経済政策は、財政赤字を前提とした公共投資の増加、社会保障の充実を中心としているが、最も重視すべきことは若年層雇用対策である。若者には、一生続けていく価値のある職業能力を身につけさせるべきであり、未熟練非正規低賃金労働者のまま30代

後半を迎えさせてはならない。

併せて、労働環境の整備も必要である。1980年代後半にフリーターが現れ始めたときは、必要なときだけ働き、真にやりたいことを見つけながら生きていく新しい若者と見なされた。しかし、1990年代の長期不況のなかで、正社員を希望しつつも、共稼ぎ夫婦が共に非正規社員というカップルも増えている。解雇条件、福利厚生制度の面で非正規社員は正社員に比べると著しく不利であり、子供を持つことを躊躇する要因ともなっている。

8 労働市場の改革

空洞化の進行により国内産業は大きな構造化を必要としているため、全体的に見て労働力需要が伸び悩む局面では、欧州におけるワークシェアリングは一考に値する。雇用者の労働時間を減らすことで失業を減らす、あるいは早期退職を促進して若者の雇用を維持するという方法である。

これまでの日本では、正社員の採用を減らし、コストの安い非正規社員を増やすことで、経費削減を行ってきた。企業は、身分の違いを処遇の違いとし、軽装備を実現することができた。一方で、高齢者の早期退職が促進されたものの、社会制度として定着する様子もなく、20代の失業率は減る気配がない。むしろ、長命化に伴い、高齢者雇用を促す政策提案が多い。若者の失業率が高く、非正規社員比率が上がっていることに、社会はもっと注目すべきである。

(1) オランダのワークシェアリング

1990年代、オランダでは新タイプのワークシェアリングが急速に普及した。それはスタ

グレーション（物価上昇下の失業率上昇）対策として、1982年のワッセナー合意（ハーグ近郊のワッセナーで行われた政労使による賃金の抑制と労働市場の自由化に関する合意）を契機に始まった。賃金は企業と労働組合とで取り決め、政府は介入しない。こうして物価にスライドした賃金引き上げはなくなり、賃金上昇が抑制される見返りとして労働時間は短縮されることとなった。1982年から90年にかけて、雇用維持のためフルタイム労働者の標準労働時間が6%短縮された。

インフレが収まり収入が伸び悩んだことで、共稼ぎの必要性が高まった。元来オランダでは、妻は家庭を守るべきとされてきたので、共稼ぎを可能とする環境は十分とはいえなかった。ワークシェアリングの原点は、失業者のために労働者全員の労働時間を短縮することだが、フルタイムでなく働く人が増えれば、雇用が拡大する可能性があることも注目された。

フルタイムで働く夫の賃金は時短により減るが、共稼ぎになれば合計の収入は増える。しかも、妻も夫もフルタイムでは働かないとすれば、夫婦が子育てに使うことのできる時間も確保することができる。産業構造の面では、パートタイム労働に適した流通・サービス、介護・医療関連事業の発展が、ワークシェアリングには追い風となった。

オランダでは、政策でもワークシェアリングを後押しした。パートタイム労働とフルタイム労働に不均衡が生じないように、1996年の労働法改正で同一労働同一賃金（社会保障の企業負担を含む）が達成されたのである。日本のようにパートと正社員が同じ勤務をしながら、賃金が異なるということはない。

1996年の労働法改正ではまた、労働者が子育てや介護のために時間を割くべき時代であることを認識し、なおかつワークシェアリングを促進するという観点から、「使用者は労働時間の決定に際して労働者の育児、介護の責任を考慮しなければならない」との一文が加えられた。このため、子育て、介護の責任を負う労働者からの労働時間短縮の要求を、雇用者は無視できなくなった。これが、オランダの「ファミリー・フレンドリー・エンプロイメント」である。

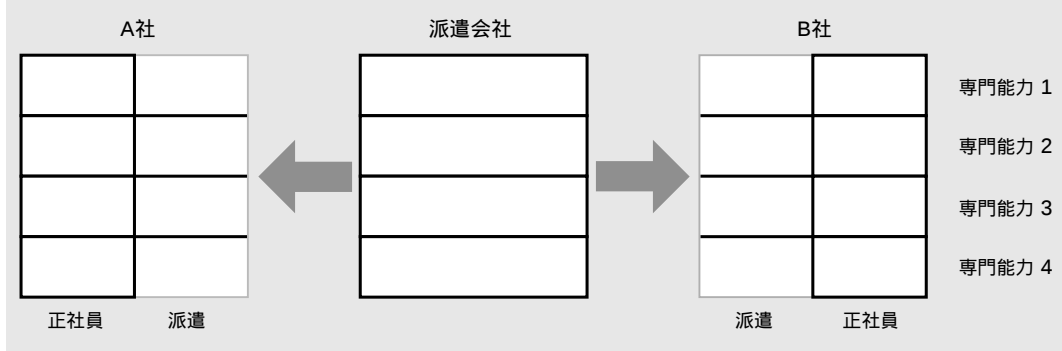
この新しい種類の働き方は主に、グローバル企業ではない国内向け労働集約業種である公共部門および医療・介護関連のNPOや、ホテル、流通、サービス、金融業などの民間部門に浸透した。パートタイム労働者の多くは女性である。

日本でも、労働時間を減らし、失業を防いで、次世代を確実に維持していくためには、労働市場の変革が必要である。パートタイマーと正規社員では、同一業務に従事していても、大きな賃金格差がある。さらに、現在の3大経済圏は、共稼ぎ夫婦が安心して子育てできる環境にはない。国内市場を主な対象としている流通・サービス、金融、公共部門に同一業務同一賃金を原則としたオランダ型ワークシェアリングを導入することで、共稼ぎ家庭の安定的な収入と育児の時間の確保を図るべきである。

（2）重要性を増す派遣会社

グローバル競争、産業構造の転換により売上高が変動する以上、企業はこれ以上正社員比率を高めることはできない。これからの雇用政策は、内部労働市場ではなく外部労働市

図5 正社員と派遣社員の機能区分



場を前提に、可能な限り業務の標準化を図ることが必要となろう。ベビーブーマーが定年を迎える時期に合わせて、新たな雇用体系の構築への取り組みも盛んになろう。正社員は企業の中核をなす社員（経営幹部、中核技術者、熟練工）だけで、それ以外の標準化が可能な部分はアウトソーシングに頼るか派遣社員で賄うため、常に一定の人員を派遣会社に求めることになるだろう。したがって、派遣社員の重要性も増す。

1990年代には、一般職女性を派遣社員で代替する企業が多く見られたが、最近は製造業の現場にも派遣社員が増えつつある。現在の派遣社員は一般事務員だが、今後は派遣会社がパソコンネットワークの維持など専門的な業務に精通する社員を擁することで、企業の正社員比率は一層低下していくと思われる。また、近年の若年層に見られるミスマッチ退社を防止するためにも、派遣から正規社員への

道も確保すべきである。さらに、派遣会社の登録社員の福利厚生は一般サラリーマンと同じく、厚生年金保険、政府管掌医療保険の対象とすべきである。

米国のインディペンデントコントラクター（企業と個人的に契約し、実績に見合った報酬を得る人）のような人、あるいは自分で事業を立ち上げる人なども現れ始めてはいるが、全体で見れば勤め人の比率が低下することはあるまい。今後は、派遣会社が高度な専門分野を持った登録社員を大量に抱え、企業は能力の高い人材を外部から必要なだけ求めることができるという前提で、企業経営が行われる可能性が高い（図5）。

東アジアでの競争を見ると、日本の労働市場を特色づけた終身雇用制は崩れつつある。多くの企業が長期にわたって成長を続け、新入社員がその会社で自然に定年を迎えられる時代は終了した。サラリーマンは、専門分野を備えたうえで、1つの会社で地位や能力の向上を図る人と、いくつもの会社を渡り歩きながらその力を発揮していく人とに分かれていくように思われる。1990年代からの長期不況、および東アジアとの競争が続くなかで、国内労働市場には、専門性と経験をもとに、

表9 フルタイムとパートタイムの区分

	正規	派遣	短期勤務
フルタイム			
パートタイム			
注）パートタイムとは、フルタイム労働者以下の週間労働時間で働く人			

自分の働き方は自分で決めなくてはならない時代が訪れよう。

また、オランダのように、フルタイムに比べて労働時間の短いパートタイマー（表9のと）を差別せず、正規、派遣の処遇格差は経済的合理性の範囲内にとどめる体制が必要である。子育てや介護などの必要に応じて従業員主導で労働時間を変えた場合に、処遇が悪化する事態は認められるべきではない。

当然ながら、産業構造の変化により各人の専門性が陳腐になってしまう恐れは常にある。したがって、社会人向け専門学校の整備など、時流に合った“専門家”となるための職業訓練を低コストで受けられる体制作りも大切である。

現役とOBの役割分担の必要性

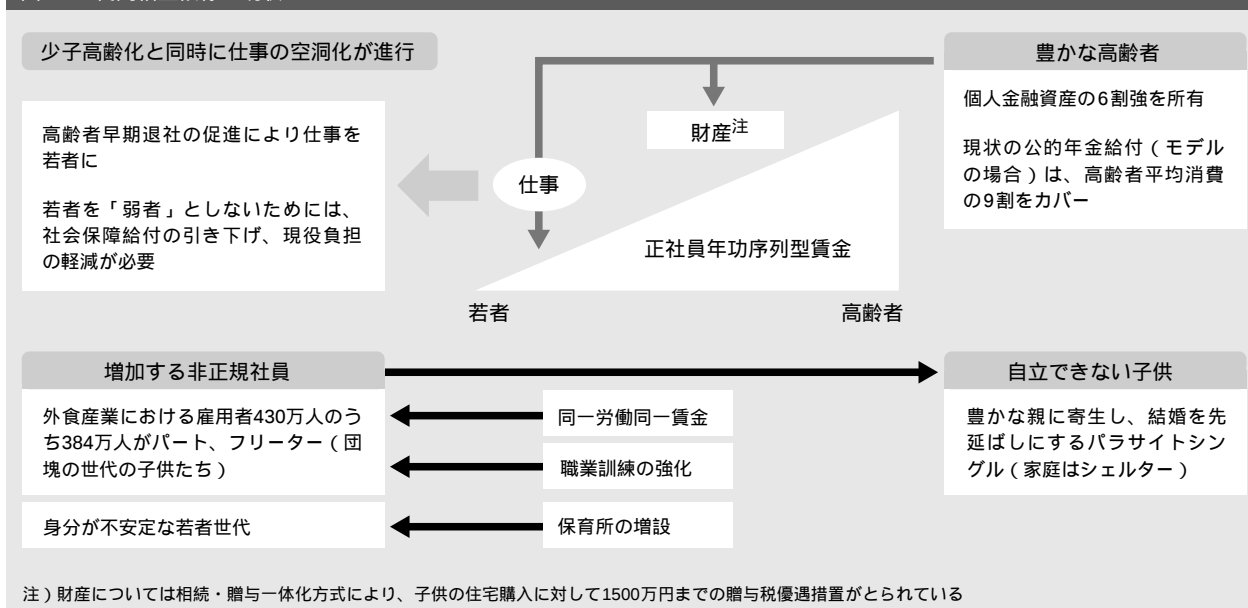
図6は、現役世代とOB世代の相互依存についてまとめたものである。少しずつ変わり始めているとはいえ、日本の報酬体系の基本は年功序列型であり、企業収益が悪化した

1990年代には既存社員の雇用を維持するために新規採用人数が大幅に削減された。その結果、若年層の失業率は平均失業率を大きく上回る状況が現在も続いている。

1990年代、不況に伴う日本企業のアジア向け直接投資の増加により、東南アジア（近年は中国）の安価な商品が国内にあふれ、製造業の国内事業部門でのリストラにつながった。一方、世界市場を対象とするグローバル企業が最適生産立地を求め、海外直接投資を増やしたことも、製造業の雇用縮小を招くことになった。

こうして新規雇用は主に流通・サービス業が中心となったが、デフレ経済下で流通・サービス業も価格競争に追われ、人件費を削減するため、必要なときに必要なだけの人間を低コストで調達しようとした。外食産業では430万人の雇用者のうち384万人がパートタイマーとフリーターである。フリーターの数は、現在に至るまで増え続けており、400万人を超えた模様である。高い失業率や非正規社員比率を示す現在の若年層労働市場は、健

図6 世代間相互依存の現状



全な姿とはいえない。

少子化の主な原因は晩婚化にあることが明らかになり、晩婚化を説明するパラサイトシングル仮説が生まれた。この言葉には自立しない若者への倫理的な批判が込められているが、非正規社員比率の高まりなどに示されるように、若年労働者の中に身分の不安定な低賃金労働者が増えつつある現状を踏まえると、彼らは自立できない社会的弱者であると見なしたうえでの政策運営が求められる。

1990年代に企業が既存の雇用を守るために新規採用を大幅に削減した結果、親世代が高賃金を享受する一方で、子世代の雇用環境は悪化することになったことを考えると、フリーターが豊かな親世代に寄生するのは自然な流れともいえよう。財政赤字により総需要を拡大して雇用を守ってきた1990年代の経済政策、および企業の雇用維持のための賃金引き下げ政策は、既存労働者の雇用は守ったが、今後の日本を担っていく若年層を守れなかったのである。

一方で、東南アジア各国の進展はめざましく、もはや低付加価値製品を日本で作るのとは不可能であり、国内生産は高付加価値商品中心とならざるを得ない。アジア諸国に比べて高い賃金を維持するためには、優れた人的資本と社会インフラにより生産性を高めるしかない。若年層への職業教育を強化し、専門性を高めることが急務である。また、高等教育のレベルアップも必要である。日本がグローバル企業の研究開発、あるいは高技術商品生産の中心となり続けなければ、一層の空洞化につながる。

少子高齢化の進行に伴って社会保険料の値上げは避けられない状況にあるが、現役世代

に過剰な負担を求めれば、現役世代の活力は失われる。また、大半の社会保険料は労使折半であり、企業負担の増加は企業の投資と雇用に悪影響を与える。社会保険料の値上げはできるだけ最小限にとどめるべきだろう。

社会保障制度は世代間扶養の原則に基づいており、現役世代の所得増加と安定した出生率によりその維持が可能となる。高齢者の生活を守るためには、現役世代が2人以上の子供を育てられる社会経済環境が必要であり、高齢者にはある程度の我慢が求められる。

ベビーブーマー・リタイアメントが近づいている現在、定年は60歳であるにもかかわらず、年金給付の開始は65歳からであり、5年の空白期間がある。そのため、定年を延長し高齢者雇用を促進すべきとの意見も多いが、むしろ現役世代の雇用を尊重すべきだろう。4年間で1000万人を数えるベビーブーマーの多くが再雇用されれば、若年層の雇用の機会が奪われることになる。

一方で、中国経済は発展を続けており、国内の産業構造の再調整は今後も続く。経済成長の面から国内の労働需給が大きく改善される見込みは小さい。先に述べたように、日本の将来は若年層労働者の人的能力の向上に頼るしかなく、高齢者は労働市場からは退くべきだろう。そして、労働市場から退いた後の高齢者の“いきがい”を、新たに模索する必要がある。

高齢者が残存能力を生かしつつ社会生活を営むうえで、今後は、地域社会に根ざしたNPOボランティアが重要性を増していく。ボランティアによる支援は、高齢者のためだけではなく、子育てに悩む人なども必要としている。子育てに悩む人が気楽に相談できる場

所、引きこもり対策も必要であろう。

1990年代以降、家族の結びつきは希薄になっている。家族だけではなく、学校、カウンセラー、警察、自治体などが一体となって子供の犯罪を防ぎ、同時に子供を犯罪から守らなければならない。里親、DVの被害者を守るシェルター、共稼ぎ夫婦のための子育て支援など、子育てを地域社会が支援するためにさまざまな形のNPOボランティアが期待されている。

定年を迎えるベビーブーマーには、労働市場で若年層と競合するのではなく、日本ではまだまだ発達していないボランティア活動に携わることで、高齢者と子世代の双方への支援を期待したい。

多くのベビーブーマーはまだ“会社人間”である。しかし、緊密な親戚関係がないまま、老後に夫婦2人だけで暮らすようになれば、いずれはボランティアの支援を必要とする事態に直面する。地域ボランティア活動が

軌道に乗り、自分の老後だけでなく、子世代への支援が確実に整備されていれば、将来への不安も減ると思われる。自分自身のいきがいのためにも、そろそろ会社以外のことに時間を割くようにしてはいかだろう。

参考文献

- 1 野村総合研究所『少子高齢化と現役世代の活性化——日本の優先課題2001』野村総合研究所、2000年
- 2 野村総合研究所『日本再生への処方箋——成長神話の終焉と新たな挑戦』野村総合研究所、2003年
- 3 前田雅英『日本の治安は再生できるか』ちくま新書、2003年
- 4 宮本みち子『若者が《社会的弱者》に転落する』洋泉社、2003年

著者

中村 実（なかむらみのる）
研究理事
専門は税制・社会保障論